

緊急通報装置を貸し出します

高齢になってきて
ひとり暮らしでは
不安・・・

いざというときに救急
車を呼んでほしい、家族
に連絡してほしい・・・

体調などで気軽に
相談できる相手が
いたら・・・

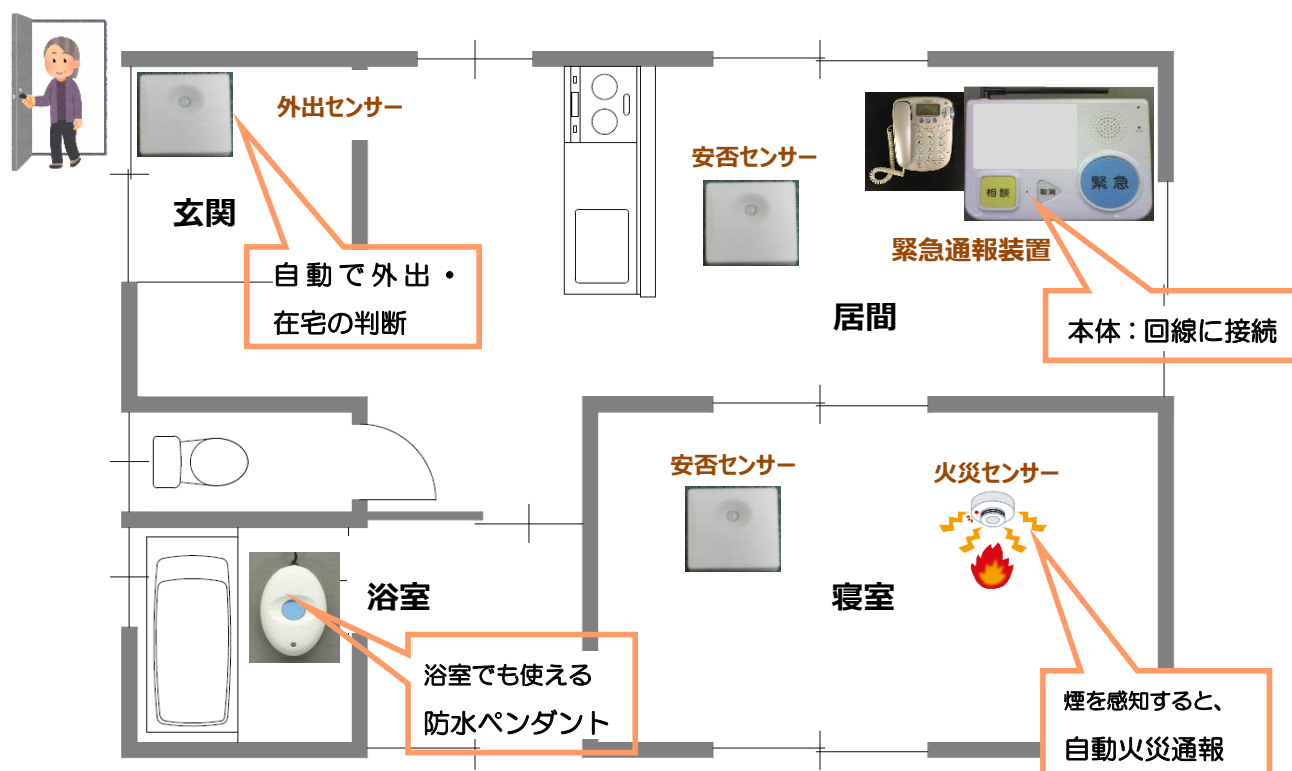
柏崎市では、生活の不安を解消するために、緊急通報装置の貸し出しを行っています。

対象者	市内に居住する市民税非課税であり、次のいずれかに該当する方。 ①65歳以上の一人暮らしの高齢者または重度の障がい者で一人暮らし ②65歳以上の高齢者や重度の障がい者で一人暮らしに準ずる世帯 (例えば・・・高齢者の二人暮らしのうち、おひとりが寝たきりなど)
利用料金	機械のレンタル料は無料です。(市が負担します) ※電話回線を使用します。通常お使いの場合には、電話料金の金額が大きく上がることはありません。
利用までの流れ	※ご利用にあたっては<u>固定電話</u>が必要です。 ※<u>回線の契約プラン</u>により緊急通報装置を使用できない場合があります。 ※申込の際には<u>協力員(原則2名)</u>の選任が必要です。 ①申請書類を記入して提出してください。 ☐同意書 ☐緊急通報装置設置申請書 ☐緊急通報装置借用書 (受付窓口は、市役所介護高齢課高齢対策係です) ②業者から取付工事の日程調整の連絡があります。 申請書を提出してから、概ね2週間程度で委託業者から機器取付の日程調整の連絡をします。 ③機械の取付工事を行います。 委託業者(立山科学株式会社)が自宅に伺って機器を取り付けます。 ④利用開始 【取り付ける機器】



サービス内容	
緊急通報	急なケガや病気などの緊急時に本体の緊急ボタンやペンダントのボタンを押すと、看護師などがいるコールセンターに電話が繋がります。状況に応じて消防署、協力員、親族に連絡します。
安心見守り	病気などで長時間動けなくなったとき、安否センサーが異常を感知し、自動的にコールセンターに通報します。
火災通報	煙を感知すると、機器から火事をお知らせすると同時に、コールセンターへ自動的に通報します。
お元気コール	コールセンターから月1回以上、ご自宅にお電話をおかけします。お体のことや普段の生活のことなど、お気軽にご相談ください。
健康相談	本体の相談ボタンを押すと、コールセンターにフリーダイヤルで繋がります。お体のことや普段の生活のことなど、お気軽にご相談ください。（通話料は無料です。）

【緊急通報装置設置の例】



通報	緊急通報		協力員に連絡し、安否確認を依頼。 協力員が安否確認。
	安否センサー自動通報		状況に応じて、119番通報  消防署
	火災センサー作動		必要に応じて、緊急連絡先（家族）に連絡

【問い合わせ先】 柏崎市福祉保健部 介護高齢課高齢対策係
 電話：0257-21-2228 FAX：0257-21-4700

協 力 員 の 役 割

柏崎市 福祉保健部 介護高齢課

- 1 協力員は、緊急通報装置を設置された家庭で何らかの事故（急病や発作、突発的な事故等）が発生した場合で、受信センターで状況が判断できないときに家庭を訪問し、確認していただくことが主な仕事です。

その場合、受信センター（立山相談センター）から電話が入りますのであらかじめ、以下の番号の登録をお願いいたします。

受信センター（立山相談センター） 050-5524-2869

- 2 受信センターの指示により、協力員が緊急通報装置設置家庭を訪問したときは、センターと連絡を取り、状況の報告をお願いします。

- 受信センターで様子がわかり、判断できる場合（誤報など）は協力員に特にお願いいたしません。
- 旅行、仕事、用事などにより協力員2人とも不在の場合は、受信センターで責任をもって市役所などと連絡を取り、対応します。
(協力員が在宅の時のみお願いすることになります)
- 万一救急車の手配をすることになる場合は、受信センターが連絡を取ります。救急車に同乗して病院等に行く必要はありません。
- 緊急事態が発生した場合は、受信センターの責任で親族（子ども等）に連絡を取ります。必要な場合は、直ちに親族から病院等に急行していただくことになります。

《問合せ》

柏崎市役所 福祉保健部 介護高齢課 高齢対策係

電話 23-5111 内線 1201

FAX 21-4700